

令和7年第3回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和7年9月12日（金曜日）

◎出席議員（12名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榊原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
9番	川上	修一君	10番	進藤	晴子君
12番	二川	靖君	13番	高橋	秀樹君

◎欠席議員（1名）

11番 多治見 亮一君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺 俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林 弘哉君
足寄町代表監査委員	川村 浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山 晃徳君
総務課長	佐々木 康仁君
まちづくり推進課長	赤間 恵一君
こども・健康課長	石川 建祐君
高齢者支援課長	林 俊英君
住民・出納課長	金澤 眞澄君
農林課長	加藤 勝廣君
建設課長	森岡 彰寿君
国民健康保険病院事務長	原田 慎一君
消防課長	大竹口 孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 丸山 一人君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長 （加藤 勝廣）君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	角野 慎一君
事務局次長	飯野 真有君
総務担当主査	遠藤 浩一君

◎議事日程

- | | |
|---------|---|
| 日程第 1 | 一般質問< P 3 ~ P 1 0 > |
| 日程第 2 | 報告第 1 4 号 専決処分の報告について（特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事請負契約の変更について）< P 1 0 ~ P 1 1 > |
| 日程第 3 | 報告第 1 5 号 令和 6 年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について< P 1 1 ~ P 1 2 > |
| 日程第 4 | 議案第 1 1 2 号 橋梁長寿命化修繕（柏倉中央橋）工事請負契約について< P 1 2 > |
| 日程第 5 | 議案第 1 0 9 号 令和 6 年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について< P 1 3 ~ P 1 4 > |
| 日程第 6 | 議案第 1 1 0 号 令和 6 年度足寄町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について< P 1 3 ~ P 1 4 > |
| 日程第 7 | 議案第 1 1 1 号 令和 6 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について< P 1 3 ~ P 1 4 > |
| 日程第 8 | 議案第 1 1 3 号 令和 6 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について< P 1 3 ~ P 1 4 > |
| 日程第 9 | 議案第 1 1 4 号 令和 6 年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 1 3 ~ P 1 4 > |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 1 5 号 令和 6 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について< P 1 3 ~ P 1 4 > |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 6 号 令和 6 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について< P 1 3 ~ P 1 4 > |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 1 7 号 令和 6 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 1 3 ~ P 1 4 > |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 1 8 号 令和 6 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について< P 1 3 ~ P 1 4 > |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 1 9 号 令和 6 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 1 3 ~ P 1 4 > |

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

11番多治見亮一君は欠席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

次に、報告第14号から報告第15号までの報告を受けた後、議案第112号を即決で審議いたします。

次に、議案第109号から議案第111号までと、議案第113号から議案第119号までの各会計の決算認定について、提案理由の説明を受け質疑を行った後、令和6年度決算審査特別委員会を設置し、休会中の審査といたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

8番細川 勉君。

（8番細川 勉君 登壇）

○8番（細川 勉君） 議長のお許しを得ましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

件名、スマートフォンのカーナビアプリによる足寄町内の生活道路の交通量の変化について。

スマートフォンの普及により、それまでカーナビを持っていなかったドライバーが、グーグルマップやその他の無料のカーナビアプリを利用する機会が増えているようです。これらスマートフォンのカーナビサービスの普及により、知らない土地も音声に従って安心して運転できる反面、最短ルートが優先されることにより住宅街や学校などの生活道路などを通るように誘導することも多くなっております。

2022年に実施されたMMD研究所の調査「車で利用するマップアプリ（カーナビアプリ）に関する調査」によると、カーナビをつけていない車のドライバーの88.7%がカーナビアプリの存在を知っており、53.1%がカーナビアプリを利用したことがあり、39.2%が継続して利用しているとの結果になっています。

今後、スマートフォンのカーナビアプリの使い勝手や操作性が改善・向上すれば、利用者がこの2022の調査結果よりも増える可能性が高くなると考えられます。

そのような点を踏まえて、町長に伺います。

①スマートフォンのカーナビアプリを利用して、遠方から足寄町に来町または足寄町を通過するドライバーが住宅街や小学校の近くを抜け道として利用する機会が多くなると想定した場合、町長はどのような問題が起こると想定するか。

②カーナビアプリの普及により、地域の生活道路を熟知していないドライバーや外国人ドライバーが増えた場合、一時停止の標識の見落としによる交差点の事故が増えることも想定されるが、町は対策を行う予定はあるか。

③止まれの標識の見落としにより事故を防ぐために、道路の路面に「止まれ」と塗装することは可能か。また、可能な場合は

1 か所につきどのくらいの費用で施工できるか。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 細川議員の「スマートフォンのカーナビアプリによる足寄町内の生活道路の交通量の変化について」の一般質問にお答えいたします。

1 点目の「カーナビアプリ利用者が市街地や小学校近くを抜け道として利用することにより想定される問題」ですが、交通量の増加に伴い、交通事故が発生する危険性が高まるものと思われま。

2 点目の「カーナビアプリの普及に伴う、地域の生活道路を熟知していないドライバーによる交差点事故対策」ですが、カーナビアプリの使用の有無にかかわらず、事故の防止に向け、見えづらい交通標識がある場合は、設置者である公安委員会に移設等の要請を行うとともに、道路標識等の視認に支障となる障害物の撤去を行うなど、道路の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えています。

3 点目の「止まれの標識の見落としによる事故防止のため、道路路面に『止まれ』と塗装することは可能か」ですが、道路に一時停止標識が設置されている場合に、道路管理者は標識の補足として、路面に「止まれ」の標示をすることは可能ですが、公安委員会に対し申請が必要となっており、施工費については、1 か所につき約3万円となります。

町としましては、交通事故により貴い命が犠牲とならぬよう、今後も関係機関等と連携し、交通安全の啓発活動や適正な道路の維持管理に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

8 番細川 勉君。

○8 番（細川 勉君） 1 点目の危険性が

高まるものという認識はあるとの回答でして、2 点目の公安委員会の要請で撤去も行う、支障になる場合はですね。

この1、2の点でお聞きしたいのが、現在「止まれ」の標示は少ないように思うのですけれども、それを塗装していないというのは何か理由というのがあって、結果が少ない、少ないというか、実際に「止まれ」の標示はどのくらいあるのかなと思って、そこをお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 森岡建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

現在、町道において「止まれ」という文字標示については施工していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8 番細川 勉君。

○8 番（細川 勉君） 1 点目で危険性が高まるものという認識は、今持っているというか、このカーナビが増えることによって、地域の道路に不慣れな人が増えるということを受けて、危険性が高まるものというふうに、今、1 の回答ということですか。それとも昔から「止まれ」の標示がなかったら、危険性はあるというふうに考えていたのですか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 交通事故の危険性というのは、当然いろいろ形で出てくるわけでありすけれども、やはり交通量が増えてくることによって、交通事故のリスクは高まるというのは間違いないというふうに思っています。

それは、アプリが出ている、出ていない関係なく、交通量が増えてくれば、交通量が増えるわけですから、それだけ事故が起きる可能性も増えてくるということになるのかなというふうに思っています。

議員、質問のアプリで、町内の交通事情だとか、そういったものに詳しくない人が

また増えてくるということになれば、先ほども申し上げましたように、交通量が増えてくるということになるわけですから、当然、交通事故のリスクというのもやはり増えてくるのだらうというふうに考えています。それは、アプリがある、なしにかかわらず、やはり人が往来する、車が通る、そういうことが多くなればなるほど、交通事故の可能性というのは高まるというふうに考えていますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） 交通量が増えるということは、今後、それに対応して「止まれ」という塗装は増やすという対策になるということですか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

交通量が増えることによって危険性が高まる場所があれば、必要に応じて設置等を検討したいというふうに考えておりますけれども、全ての交差点に「止まれ」という標示を設置するということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） それで、危険性がある箇所を調べてきて、「止まれ」という標示があったほうが危険性を減らせるのではないかというのを、資料を作って持ってきました。

補助資料と書いてある資料の①を開いていただいてもよろしいですか。事例1です。これで説明します。

人は前方のほうに意識が集中すると、周りの物事を見落としてしまうことがあります。交通心理学でも注意のトンネル化という現象があり、ドライバーが視界の中心にある最も目立つ情報に注意を集中させ、周辺の情報を見落としやすくなる状態を指し

ます。これが進むと、視覚的に優先度の高い信号や標識に心が奪われ、ほかの情報や危険要素を認識できなくなります。

これの典型的な例が補助資料の1で、事例1、南3条通りのガソリンスタンド付近の写真です。この左の写真を御覧ください。

これは国道にありますガソリンスタンドで、写真の左の矢印の①です、黄色の。この青信号にドライバーの注意が集中するあまり、その手前にある一時停止標識、矢印の②ですね、それがほとんど視界に入らないという現象が発生することがあります。これが注意のトンネル化の典型例で、青信号に気を取られて一時停止を見落とす危険性があります。これは足寄町に長年住んでいる住民でも、青信号のうちに渡りたいと焦ると見落とす可能性が十分あります。そこで、もし「止まれ」の標示を導入すればどうなるかを表したのが、右の写真のイメージ図で、矢印の③に「止まれ」を書き加えてみて、この標示でドライバーの視線が路面に集まり、直接注意喚起を行います。この標示は補助標示ですが、視認性を高めることで一時停止の損失率向上に効果があることが実証されています。

次のページの補助資料2です。

もう一つの事例が、こちらの事例2で南4条通り、こちらは先日事故があった通りです。捜査情報が警察の情報公開によるもののみなので、警察のほうへ質問できなかったので分からないのですが、想定してみると、恐らく地図にあるように、一時停止の見落としによる出会い頭の衝突を避ける形の事故と考えられます。足寄町民のドライバーなら、国道241号線を東に進んだら、どこに一時停止があるか分かりますし、一時停止を減速せずに無視して進むのは危険だと知っているのに、仮に急いでいたとしても、一時停止は無視しないと思われれます。この交差点の写真を見て、手前の「止まれ」の標識は見落としづらい

と思いますが、この交差点でも注意のトンネル化が起きて、一つ向こう側の「止まれ」の標識、この矢印の④です。矢印の④に注意が集中して、手前の一時停止を見落とした可能性が考えられます。これも注意のトンネル化の典型と考えられており、見慣れない土地での運転により、町並みや建物など、未知の刺激に意識が向くことに注意力を使ってしまい、近くにある標識に注意を切り替える余裕が減少することによって起こります。

そこで「止まれ」の標識の見落としを補うために、右の写真の矢印⑤のように「止まれ」を書き加えることによって、「止まれ」の看板の見落としが防げる可能性が高くなります。路面への「止まれ」の塗装は一定の効果ができると思われます。

この点を考慮して、もし道路に不慣れたドライバーが増えると想定した場合の対策として、この一時停止は有効かとは思われますか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

細川議員が作成していただきました、この資料のとおり、法定外表示の「止まれ」を記入することによって、止まれの意識は高まる可能性はあるとは思いますが、有効かとは思われます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） 今後、増やすか、増やさないかというのは、何で決まるのですか。例えばコストなのか。1か所3万円だったら、多分一般の感覚からしてもそんなに高くないと思うのです。全部に対して「止まれ」をつけてほしいとは言っていないので。

質問は、今後つけるのか、つけないかの判断になるのは、どういった理由なのでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

今まで、「止まれ」という法定外表示を道路管理者が設置するという考えを、私ども、まず前段持っていない状況でございます。

「止まれ」というのが規制という形になりますので、本来であれば、公安委員会が設置する標示かなというふうに考えておりましたが、今回御質問いただいた段階で、この法定外表示の規制の部分につきまして、警察のほうに照会をかけさせていただいたところ、道路管理者からの申請により書くことが可能ではありますよという回答を得たため、今回、回答をさせていただいているところでございます。

そういった部分で、先ほどの答弁でもお答えいたしました。交通安全の発生の危険性があるだとかという部分を考慮した上で、必要があれば設置を検討するというところで、細川議員がおっしゃいましたように、全箇所というふうになりますと、交差点間、短いところもございまして、全て「止まれ」「止まれ」というような形で、記入をするということも、まず抑止力的にどうなのかという部分と、あと、冬期間、路面標示をしても冬期間は見えません。そういった部分では、根本的な交通安全対策としましては、やはり交通安全啓発だとか、標識の見落としがないような形で、視認を確保するだとか、そういったことに重点を置くべきと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） 最初に説明というか、確認ですね。確認するのをちょっと忘れていたのですけれども、まず「止まれ」という赤い三角は法定標識ですね。これは、道路交通法上、これを無視すると違反になります。これを設置する権限があるのは公安委員会のみですね。それで、その

「止まれ」の近くにある停止線、停止線も法定表示ですね。その法定表示は、これも公安委員会のみ設置できる。これも破ったら、法定なので違反。今回取り上げている「止まれ」の標示は、法定外表示、道路なので標示ですね。この設置は、つけたりできるのは道路管理者ですけれども、要するに、例えば、よく分からないところに「止まれ」と勝手につけたら困るので、公安委員会と協議の上、設置できるということで、まず確認でよろしいですか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

答弁の中でもお話をさせていただいております。設置の場合については、一時停止の標識のあるところに、補足として標示をすることは、申請することで可能というふうにお答えしております。ですので、基本「止まれ」という部分は、規制になりますけれども、もともとある規制の部分についての補足ということで書くことができるということでありまして、この文字が規制というふうには、書いたからといって、この文字だけで規制というふうにはならないという形になります。ですので、許可がなく「止まれ」というのをあちらこちらにつけて、それが交通違反だとか、そういった部分に該当するというような形にはならないというようにはなってしまうということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） 分かりました。

法定外表示は、町が管理するのでつけられるということですね、協議の上で。

それで、調べてみたのですが、北海道ではあまり法定外表示はつけられていないのは、おっしゃるとおりで、冬が見えなくなるのですね、降雪地帯だと。それは多分しょうがない、これは解決できないと思うのですが、ただ、法定外表示が

あることで、起こるメリットもあるのです。

それを、補助資料の3です。栄町本通り交差点。北海道は雪が降るので、路面の標示があまり行われていないです。確かに雪が積もれば、路面の標示が見えなくなり、冬に路面の標示が役に立つ可能性は少ないです。しかし、夏にはきちんとドライバーの気を引いて役に立てるのは事実。

また、夏になれば冬にはない草木が成長することにより、法定標識の「止まれ」の看板が隠れてしまうことがあります。足寄町にもちょうどいい事例がありましたので、この補助資料3の左上の写真です。3枚の写真があって、左上の写真は栄町本通りの交差点に向かう途中の写真で、この時点で草木が生えていますね。その奥に「止まれ」の標識があるのです。「止まれ」の標識があって、それがちょっと今見えなくなっている。そして、もうちょっと進んだのがその下の写真で、交差点に入って直前ですね、そこになってからようやく「止まれ」の赤い三角の標識が出てきます。

この写真、これはもう見えないので、それで、もしこれだと、ある程度進んで、赤い「止まれ」があったのだというふうに気づく状態なので、ここにも法定外表示をつけてみたイメージをつくったので、それが左の写真で、この写真を比べてみますと、夏に生い茂った草木により隠れて見えなくなった「止まれ」の看板が変わって、路面の「止まれ」の塗装がドライバーに一時停止を教えてくれるようになると思われます。

また、道路交通法施行令第1条の2第1項により、前方から見やすいように、町道の場合は町が管理しなければなりません。今後、人手不足で町職員の巡回が難しくなったり、私有地の持ち主と連絡が取れないなどにより、法定標識の赤い三角がよく見えるようにという管理が難しくなった場合、事故が起きれば、町は損害賠償をしな

ければなりません。このようなことを想定して、危機管理の手段としての法定外表示をどのように思いますか。

危機管理というのは、訴訟のリスクとか、交通安全とはまた別の。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

補助資料3の事例のように、一時停止が通行上から見えなように、私有地から木が、枝が繁茂して見えなくなっているというような状況、大変申し訳ありません。こういった状況の部分につきましては、以前は枝を切るということがなかなかできない状況でございましたが、2023年に民法の改正がございまして、それで隣接地にはみ出た枝を切ることができるというふうなことが可能になりました。当然、勝手にということにはならないのですが、承諾を得る、督促だとかそういった部分の照会をしても返事がないというような場合については、そういったことで、支障になる場合については切ることが可能ということに改正がされております。そういった部分で、視認に支障があるものについては除去するというような形を答弁させていただいたのも、そういったことでありまして、実際、議員が見ていただいたときに、こういった部分があるということについては、今後、うちの道路管理のほうで、まず土地所有者のほうに照会をかけて、枝を切るなりということで、視認の確保をしていくというようなことで、リスク回避という部分には努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） 今の回答ですと、草木の剪定ということで対処ということですか。それで大丈夫ですか。

取りあえず、草木が生えた場合は切れば大丈夫で、要するに、例えば看板が見える

ようにするというような対処法で、十分こういった事故が防げるということですか。事故というか、リスクというか、見えないリスクですね。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

今の現状では見えないという部分を見えやすくするということで、一時停止がはっきり見えれば止まっていただくことは、基本的に止まるという形になりますので、そういったことで、先ほども言いましたように、法定外表示に頼ることなく、冬期間のことも考えますと、まずはそういった標識をしっかりと見えるような状態にするということが優先かというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） 分かりました。

今回取り上げた三つの事例は、詳しく調べていないですけれども、恐らく小学校から半径500メートルぐらいの位置関係にある、ちょっと危ないなと思ったところだったので、全部に「止まれ」というのは別に求めているので、例えば、ここの事例に事故が起こったところも、多分、あづま病院の関係者とか、あと高校生ですかね。名前が何だったか、寮ですね、寮に行く道なので、結構人が通ると思うのです、この事例2の南4条通りですね。もしかしたら、小学校の生徒も通るかもしれないので、金額も、私が思うにはそれほど高くないのだったら、ぜひ、小学校の近くに、一応どこが危険なのか調査していただけていただければと思っていますので、いかがですか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今まで議論させていただいた中で、細川議員も私も共通して言えるところは、標識自体は公安委員会ですとか、警察ですとか、そういったと

ころがきちんと標識を立てるところが、まずは一番だと思います。危険なところには、やはり警察、公安委員会が、ここは危険な場所だよということで、例えば、そういう「止まれ」だとかという標識が立っていますよということですし、これからも多分、危険な場所があれば、そういうことで、公安委員会が標識を立てるといようなことになるのかなと思います。

それはどこのまちもそうであって、足寄町だけではなくて、ほかのまちもみんなそうであって、公安委員会、警察などが危険な場所をきちんと調べて、これまでの事故だとか、そういったものなども、きつともって考慮に入っているのだろうというふうに思いますけれども、そういった形で標識を立てるといことになるのだと思います。

その上で、基本的にはそれで足りるのだと思うのです。ドライバーの人たちも、皆さん、標識だとかを確認しながら運転しますよというのが大前提ですから、基本的にはそれで多分間に合うのだというふうに思いますけれども、しかしながら、さらに危険性があるだとか、もうちょっとこういう具合に工夫したら事故が起きないかもしれないだとかという場合、そういったときに、町として補助的にそういうものをつくるだとかということも考えなければならぬということが出てくるかなと思っています。

そういった意味で、当然、細川議員も言われているように、全てにわたって、交差点のところに「止まれ」という標示をしようということではないということですから、やはり本当に危険性がある、ここには標示があったほうがいいよねと思われるようなところ、そういったところについては、警察ですとかとも相談しながら、当然申請もしなければならぬわけですから、そういう形で、補助的な標識というか、標示をするだとかということは考えられるか

なと思っています。

いずれにしても、標識があっても見落とすしてしまうだとかということは、人間ですので絶対にないということはないわけですから、だから、標識があって、さらに標示があっても見落とすだとかということもあり得るわけで、そういった部分では、やはり一人一人の交通安全の意識ですとか、それは、町民も含めて、それから町外から来られる方たちもみんな思っていると思いますし、そういう形の中で、しっかりと交通事故に遭わない、交通事故を起こさないという、そういう取組を進めていかなければならないかなと思っていますところでもあります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） 終わろうと思ったのですが、先ほど、公安委員会のこれまでの経験上、危ないと思ったところに標識をつけるというのが、多分恐らくそれが当てはまらない例が、この事例2でもそうですけれども、町民は恐らく絶対起こさないような、この事例2、これ明らかに見やすいですね、手前の標識。我々絶対事故を起こさないというか、恐らくこれは多分不慣れな人が入ってきた場合に見落としの可能性が高いというのと、これはデータです。

平成21年度研究調査プロジェクト「生活道路の総合研究」報告書、国際交通安全学会、これで論点になっているのは、生活道路の事故が増えているということなので、5.5メートル以下の、要するに住宅街の。恐らくその理由が、カーナビに関係づけているという推測からデータが入っていて、なぜかという、交通事故の原因が、携帯電話の場合は、平成7年、9年から普及している、それは除外されていて、平成12年頃から生活道路の事故が増えているという根拠がカーナビと一致するのでないかというのと、それで、カーナビ

と事故の因果関係というのが、日本ではデータがないらしいのですけれども、これは海外ですけれども、オランダで行われた道路の交通安全分析で、住宅地内をショートカットする、カーナビで住宅地を通るルートを通ることにより、交通事故者、負傷者が4倍になったことが指摘もされています。なので、これまで警察が危ないと思っていたようなところではなくて、全部ではなくて、先ほども言ったのですけれども、要するに歩行者が多くて、気をつけたい場所、小学校とかですね、そういうところは、これまでの経験上でつけるとかではなくて、その検討というか、新しい考え方で、先ほどの不慣れなドライバーの注意力が分散するという運転手が増える可能性があるのです、そうしたらどこで事故を起こすか分からないので、事故を起こした場合、多く人が歩いているようなところは、できれば、今までの経験則というか、公安委員会の知見によるものでもなくとも検討していただきたいなと思っております。

これで終わります。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほどから申し上げますように、標識をつけるのは、公安委員会だとかがここにということでつけるわけですから、それに併せて補助としてつけるということになるのですよね。先ほどからの議論でもお話ししてはいますが、そういうことですので、カーナビがあることによって、生活道路でカーナビに誘導されて、交通量が増えるだとかという部分も当然あって、交通量が増えると、やはり交通事故も起きるリスクは高くなりますよということはお話しさせていただきましたけれども、しかしながら、基本的にはやはり先ほども言いましたように、公安委員会をつけている「止まれ」のところに、併せて補助としてつけるということはできますよと、それは状況によって、やはりここに一つ標識がきちんとあるけれども、さら

に、もう一つあったほうが交通事故は起きないかもしれないねというようなところ、そういったところにはつけることが可能ですよということで、基本的には標識があるわけですから、それを守って皆さんが車を運転するというのが、これは当たり前の話ですけれども、そうではなくて、もう一つあったほうがいいかもしれないねといったところについては、町としてもいろいろ安全性だとか、事故の状況ですとか、そういったものを考慮しながら、もう一つつけたほうが安全かもしれないなというところで、警察ですとか、公安委員会ですとかと相談しながら、さらにつけるということは可能ですよということで、お話をさせていただいたところであります。

全てにわたってつけるということにはなりませんし、もっと言えば、交差点と交差点との間が短いと、より先の標識をついつい見てしまうだとかということもあつたりだとか、いろいろなことがありますので、やはり交通事故に十分注意をする、交通ルールをきちんと守って運転するというのは、町民の人たちは当然のことながら守らなければなりませんし、町外から来られている方たちも、それを守りながら、足寄まで来られているのだというふうに思いますので、先ほど申し上げましたように、さらに標示が必要だよというふうなところについては、十分検討しながら、つけるということを検討していきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、8番細川 勉君の一般質問を終了します。

以上で一般質問を終わります。

◎ 報告第14号

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 報告第14号専決処分の報告について（特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事請負契約の変更について）の

件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） ただいま議題となりました、報告第14号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

追加議案書1ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年8月29日付けで下記のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを御報告するものでございます。

内容について申し上げます。

令和7年6月2日開会の第2回定例会におきまして、令和7年6月17日に工事請負契約の締結について議決をいただき、工事着手いたしました特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事につきまして、工事内容の一部に変更が生じ、契約金額を変更するため、町長の専決処分事項の指定について第6項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

専決処分書を御覧ください。

契約変更の目的は、特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第19条及び第25条の規定に基づくものでございます。この条項は、工事の発注者が必要があると認めた場合、設計図書を変更の上、工期や契約金額を変更できることについての規定でございます。

変更事項は、3の契約の金額についてでございます。専決処分前の工事請負金額9,207万円から19万8,000円を減額し、9,187万2,000円に変更するものでございます。なお、減額分は契約金額の10分の1以内の額であり、かつ500万円を超える額ではないため、指定事項に

基づき専決処分を行ったものでございます。

契約の相手方等に変更はございません。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

◎ 報告第15号

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 報告第15号令和6年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 追加提出議案書の3ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第15号令和6年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて、次のとおり御報告するものでございます。

まず1点目といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率についてですが、①の実質赤字比率、②の連結実質赤字比率はともに黒字であるため数値の表示はございません。

③の実質公債費比率は11.5%でございます。

④の将来負担比率はマイナスでありますので、数値の表示はございません。

2点目は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく公営企業会計の資金不足比率についてでございますが、上水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、下水道事業会計、簡易水道特別会計、いずれの会計におきましても資金不足は生じておりませんので、数値

の表示はございません。

4ページから6ページに監査委員の意見書を、7ページから9ページに各比率の積算資料を添付してございますので、御参照願います。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、総務課長からの報告を終わります。

ただいまの報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第112号

○議長（高橋秀樹君） 日程第4 議案第112号橋梁長寿命化修繕（柏倉中央橋）工事請負契約についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 追加議案書11ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第112号橋梁長寿命化修繕（柏倉中央橋）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和7年8月29日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した橋梁長寿命化修繕（柏倉中央橋）工事について、下記のとおり、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、橋梁長寿命化修繕（柏倉中央橋）工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、5,137万円。

契約の相手方は、足寄町南6条7丁目80番地、株式会社勝建工業、代表取締役黒田 勝氏でございます。

工期は、令和8年3月10日でございます。

工事概要につきましては、12ページに箇所図、13ページに施工計画図を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、橋梁長寿命化修繕（柏倉中央橋）工事請負契約についての提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第112号橋梁長寿命化修繕（柏倉中央橋）工事請負契約についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第112号橋梁長寿命化修繕（柏倉中央橋）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 議案第109号から第119号まで

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 議案第109号令和6年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件から日程第14 議案第119号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件までの10件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） ただいま議題となりました、議案第109号令和6年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてから議案第111号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について、並びに議案第113号令和6年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第119号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由を御説明申し上げます。

議案書101ページをお願いいたします。

議案第109号令和6年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度足寄町上水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、令和6年度足寄町上水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続きまして、102ページをお願いいたします。

議案第110号令和6年度足寄町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度足寄町下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、令和6年度足寄町下水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続きまして、103ページをお願いいたします。

議案第111号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続きまして、追加提出議案書をお願いいたします。

追加提出議案書15ページです。

議案第113号令和6年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度足寄町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第114号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

議案第115号令和6年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会

の認定に付するものでございます。

続きまして、議案第116号令和6年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

議案第117号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案第118号令和6年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

18ページをお願いいたします。

議案第119号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上で、議案第109号令和6年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてから議案第111号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について、並びに議案第113号令和6年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第119号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認

定についてまで、一括提案理由の御説明とさせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、議長と議会選出監査委員を除く11人の委員で構成する令和6年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにしたいと思います。

なお、議会は令和6年度決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定による審査を付与することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長と議会選出監査委員を除く11人の委員で構成する令和6年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、休会中の審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

午前11時14分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（高橋秀樹君） 諸般の報告をします。

令和6年度決算審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に川上修一君、副委員長に多治見亮一君、以上のとおりです。

◎ 散会宣告

○議長（高橋秀樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次回の会議は、9月19日、午前10時より開会いたします。

大変御苦労さまでございます。

午前11時19分 散会

